

告 示

埼玉県告示第千六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

令和五年九月二十九日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
ことぶき歯科医院 タケノコ歯科・矯正 歯科クリニツク	北足立郡伊奈町寿二一一四三一 二	令和五年九月三十日
草加市青柳七一二〇一一〇	令和五年十一月三十日	